

開催日：令和 6 年 3 月 11 日

会議名：令和 6 年市民福祉常任委員会（第 1 日 3 月 11 日）

○井上弘美 保健安全課に薬物乱用防止啓発の事業についてお尋ねします。

違法薬物のほか、市販薬の過剰摂取、オーバードーズが若者に広がっています。学校を対象にした啓発事業について実施状況を教えてください。

○健康医療部次長（寺田光一） 薬物乱用防止の実態については、ご指摘のとおり大阪府でも若年層に多い傾向が見られます。そのことから、いかに若年層が関心を持ち、正しい知識を理解することが重要と考えており、本市では生徒や学生を巻き込んだ啓発に取り組んでいます。具体的には、豊中市内の高校に啓発資材のクリアファイルのデザインを依頼し、市立中学校の 3 年生に配布をしています。デザインを考案するために、薬物乱用の危険性などの学びを深め、薬物乱用防止を生徒が自ら考える狙いがあり、今年度は梅花高校の生徒にご協力をいただきました。

また、本市ゆかりのロックバンドと豊島高校の生徒が協力し制作したオリジナル曲の動画や、大阪音楽大学の学生が企画し、箕面自由学園の生徒とともに制作した動画の発信を行っています。あわせて、大学生を対象にした講義や市立中学校などでの薬物乱用防止教室なども実施しています。

○井上弘美 学生や生徒を巻き込んだ啓発ということで、私もユーチューブを大変楽しく拝見しました。薬物使用の怖さ、その恐怖心を植え付けるばかりではなく、デザインや音楽を通して前向きに、かつその制作に当たる若者にとっては薬物乱用に関することを深くしっかり考える絶好の機会であると考えております。啓発ポスターのコンテストなんかもいいんじゃないかなと思っております。

2 問目です。

高校、大学では、講義を通じて実際相談を受けるケースもあるかと思います。そういう場合の対応について教えてください。

○健康医療部次長（寺田光一） 薬物に関する相談は、相談内容に応じて保健所で実施しているところの健康相談のほか、厚生労働省のあやしいヤクヅ連絡ネットや、大阪府警の少年相談などの相談機関をご案内するなど、相談者に寄り添いながら丁寧な対応を心がけております。

保健所のところの健康相談では、本人の希望や状態に応じて医療機関を紹介したり学校などと連携したりするなど、必要な支援につなげております。

○井上弘美 意見・要望です。

10代に広がるオーバードーズは、覚醒剤や大麻を上回り、2022年には65%を占めているそうです。大麻の使用は、好奇心や誘われてなどの軽い気持ちがかきかけであることが多く、快感を求めているのに対して、オーバードーズはつらい気持ちを和らげたい、紛らわしたいという生きる環境のつらさが引き金になっていることが多いそうです。この事業、予算は小さいんですけども、とても重要と考えております。啓発についてはぜひ頻度を上げていただきたいと要望し、この質疑を終わります。

次に、医療支援課に精神保健事業についてお尋ねいたします。

医療保護入院による市長同意について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正に対応するため人員体制を強化することですが、法改正のポイントとそれによる対応業務の変化について具体的にお聞かせください。

○医療支援課長（山羽亜以子） 医療保護入院は、精神保健福祉法に基づき精神障害のために入院を必要とするもので、自傷他害のおそれはないが、その精神障害のために本人の入院の同意を得られず、家族等の同意を得て入院する制度です。家族等がいなかったり、家族等の全員が意思を表示することができない場合に市町村長の同意により入院します。

法改正により、令和6年4月からは家族等の全員が同意または不同意の意思表示を行わない場合にも市町村長の同意による医療保護入院が可能となります。これは、家族等であっても、本人と疎遠であるためなどの理由で、医療と保護の必要性や本人の利益を勘案できず、同意または不同意の判断が難しい場合や、同意または不同意の意思表示をすることにより、本人とその家族の関係が悪化することを懸念し関わりを拒否する場合があることを考慮し、適切に医療が提供できるよう市町村長同意の要件を緩和したものです。また、患者の権利をより一層擁護するため、医療保護入院の期間が定められ、一定期間ごとに入院要件の確認を行うことも定められました。

このような法改正に伴い、市長同意による医療保護入院の増加が見込まれること、新たな業務に対応する必要があることから、人員体制を強化します。

○井上弘美 人員体制強化とのことですが、事業の人件費はほぼ横ばいとなっています。これについてご説明をお願いいたします。

○医療支援課長（山羽亜以子） 今回の法改正に対応するための人員を増員しますが、一方で令和2年度に開設したコロナこころのケアダイヤルとよなかの事業は令和6年3月末で終了し、今後はこころの健康相談事業で集約して対応することから、人員減となります。このため、精神保健事業としての人件費は、前年度とほぼ

横ばいとなっております。

○井上弘美 医療保護入院は今後も家族の同意を取るための調査、説得は必要ですが、ご本人の利益と判断すれば市長同意での入院が可能となります。それによる件数増加の対応は事務的なことばかりではなく、家族に代わってなされる重い判断への対応であり、市長同意による入院の間は継続して面会等を行い、本人の状態、動向の把握等に努めることが求められます。医療保護入院によって本人の人権が損なわれることが決してないよう、かつその健康と利益のために適切な取組をどうぞよろしくお願いいたします。

以上で質疑を終わります。

○委員長（酒井哲也） 会議を再開します。

質疑・意見を続行します。

○井上弘美 井上です。よろしくお願いいたします。障害福祉課にグループホーム開設助成についてお尋ねをいたします。

昨年10月の委員会で本事業につきましてお聞きした際、重度障害者の受入れが可能なグループホームの整備をさらに促進するため、補助制度の在り方を含め検討を行うと答弁いただいております。令和6年度予算は予算額3,500万円で、前年比133.3%増となっておりますが、新たに検討を加える点があるのかお聞かせください。

○障害福祉課主幹（細貝徳子） 本事業につきましては、重度障害者の受入れが可能なグループホームの整備をさらに促進するため、令和6年度より既存建物活用型の開設事業補助をスプリンクラーの設置を伴うものに特化するほか、新たに既存のグループホームに対する重度化対応改修も補助の対象とすることにいたしました。

○委員長（酒井哲也） 議案の審査の途中ではありますが、委員会開会前に申し上げましたとおり、午後2時46分から東日本大震災でお亡くなりになった方々に対する哀悼の意を表するため、庁内で一斉に黙祷が行われますので、このままでしばらく休憩いたします。

（午後2時41分 休憩）

~~~~~

（午後2時51分 再開）

○委員長（酒井哲也） 会議を再開します。

質疑・意見を続行します。

○井上弘美 黙祷をささげた後の委員会再開ということで、改めまして東日本大震災で犠牲になられた皆様方に心より哀悼の意を表します。

今ほどの答弁で、重度障害者の受入れグループホームの整備促進のために、既存のグループホームに対する重度化対応改修も補助の対応をするというご説明がありました。令和3年度から令和5年度までの3か年計画では、第2期豊中市障害者グループホーム整備方針で毎年25人を整備目標としていましたが、令和6年度からの第3期豊中市障害者グループホーム整備方針ではどのような整備目標を立てているのかお聞かせください。

○障害福祉課主幹（細貝徳子） 令和6年度から令和8年度を計画期間とする第3期豊中市障害者グループホーム整備方針におきましては、障害のある人の重度化、高齢化への対応をより推進するために、第2期の整備目標である新規整備25人分に加え、新たに既存グループホームの重度化対応改修10人分を年度目標として追加いたしました。

こうしたことにより、障害のある人も住み慣れた地域で安心して暮らせる環境整備をしてまいりたいと考えております。

○井上弘美 冒頭にも触れましたが、10月の委員会で重度障害の方が入居できるグループホームがなかなか増えないことが課題となっております。このたびの予算が開設促進に向けた有効な補助制度となり、活用が増え、執行されますことを願っております。

続いて、障害者虐待防止対策支援について、この啓発について具体的に教えてください。

○障害福祉課主幹（畑 一朗） リーフレットを公共施設及び各事業所の窓口に配架するとともに、出前講座や講演会など、様々な機会を通じて市民の皆様に配布しております。

さらに、ポスターも作成し、公共施設に掲示するとともに、市内の障害福祉サービス事業所にも配布いたしました。

あわせて、障害者週間には、デジタルサイネージを活用し、市内の薬局にて障害者虐待防止のメッセージを掲示し、市民の皆様への周知を図りました。

○井上弘美 令和5年度と同様の事業規模ですが、通報届出、相談受付について、近年の件数の傾向について教えてください。

○障害福祉課主幹（畑 一朗） 過去３年間の通報、届出、相談の件数については、令和３年度は 70 件、令和４年度は 88 件、令和５年度は令和６年３月７日現在で 88 件となっており、令和３年度から令和４年度にかけては増加しておりますが、その後は横ばい傾向となっております。

○井上弘美 ３問目です。

障害者虐待防止センターで受け付けた相談は、こういった機関と連携していくのでしょうか。

また、本年度に立入調査や一時保護など、市が介入する事例はあったのでしょうか。あったのであれば、その件数を教えてください。

○障害福祉課主幹（畑 一朗） 障害者虐待防止センターにて受け付けた相談につきましては、必要に応じて利用している障害福祉サービス事業所等と連携しながら、聞き取り調査、一時保護などの対応を行っております。

また、当該世帯は、複雑かつ複合的な課題を有していることも少なくないため、地域包括支援センター、児童相談所、コミュニティソーシャルワーカーなどの関係機関と連携するほか、はぐくみセンター、福祉事務所、豊中市配偶者暴力相談支援センターなど、市の他部局とも連携しながら支援を行っております。

なお、令和６年３月７日現在の立入調査の件数はゼロ件でございます。

また、本人が希望している、または希望していなくても迅速な分離が必要と市が判断し一時保護した件数は、令和６年３月７日現在で４件となっております。

○井上弘美 意見・要望です。

事業規模としては、本年度と変わらず、通報、届出、相談の件数も横ばい傾向とことです。こういった件数と虐待が実際起きている件数は簡単に結びつくものではなく、障害者虐待防止センターの設置・周知、通報、相談のしやすさが大切であると考えます。

深刻な虐待は、いきなり起こるというよりも、日々の小さな虐待行為の見逃し、放置からエスカレートしていくという指摘があります。周知の工夫も様々されていますが、関係者には疑いがあれば必ず通報しなければならないこと、放置、隠蔽は許されないことをしっかり啓発していただきたいと思います。

続いて、成年後見制度利用促進事業についてお聞きます。

第５期豊中市地域福祉計画には、成年後見制度の利用促進についても取組が示されることとなりますが、令和６年度取組について教えてください。

○福祉部次長（甲斐智典） 第５期豊中市地域福祉計画には、成年後見制度利用促

進計画を包含し、誰もが尊厳ある本人らしい生活を継続し、地域社会への参加が図られるよう、包括的な相談支援体制や地域づくりなどとともに、権利擁護支援に取り組んでまいります。

取組内容といたしましては、本人の支援に関わる福祉や医療の専門職、民生委員等の地域関係者などと後見人が1つのチームとなって、本人の意思決定や状況を継続的に把握し、必要な支援を行うチーム形成による意思決定支援を行います。引き続き、権利擁護・後見サポートセンターを運営する社会福祉協議会とも連携し、市民後見人の育成支援を行い、専門職後見人から市民後見人へのリレー後見についても充実を図ります。

また、権利擁護支援が必要ではあるが受入れが困難なケースなどへの法律専門職の同行訪問についても、法律専門職と関係課、関係機関で構成される会議体で検討を進めていきたいと考えております。

○井上弘美 意見です。

内閣府高齢社会白書によりますと、健康寿命は延びる傾向で、平均寿命と比較しても延びが大きいそうです。一方で、認知症は、程度の差はありますが、高齢化とともに率、数ともに増加が予測されています。また、障害がある方が地域で暮らすことを本市では大切にし、サポートに取り組んでいます。

認知症のある高齢者、知的障害者、精神障害者が単身となり成年後見制度を必要とされるケースは今後増えてまいりますので、取組をよろしくお願いいたします。市民後見人の育成支援による登録者数の増加にも期待をしております。

続きまして、民生委員協力員制度についてお聞きます。

民生・児童委員の担い手不足は全国的な課題です。在宅高齢者の生活支援、児童の健全育成、子育て支援、障害者の自立生活支援など、活動の範囲は幅広く、地域福祉の推進、向上のためには欠くことのできない存在です。しかし、委員の高齢化や仕事が多岐にわたり、負担感が増大する傾向のため、私生活とのバランスが取れなくなることが理由と考えられます。本事業は、その対策とのことで、取組についてご説明ください。

○地域共生課主幹（良本弘和） 民生委員、児童委員の担い手不足につきまして、民生委員の負担軽減等を図る一つの手段として、他市で実施されている民生委員協力員制度を参考に、市独自の協力員制度を検討するため、民生・児童委員協議会と実施の有無も含めて話し合いを進めてきました。

来年度は、これまでの話し合いを受け、協力員制度の必要性や協力員にお願いする活動内容の検証を行うため、モデル事業を実施したいと考えております。予算計上している協力員活動費や保険代は、モデル事業実施に係る費用です。

○井上弘美 では、このモデル事業はどれぐらいの規模で実施するのでしょうか。  
また、参加者はどのように募集しますか。

○地域共生課主幹（良本弘和） モデル事業は、市全体として 10 人程度の規模を想定しています。

来年度は、あくまでもモデル事業としての実施となるため、お願いする活動内容もモデルごとに変更するなど、効果検証がしやすい形で実施したいと考えております。

また、参加者は公募ではなく、民生・児童委員からの推薦を想定しています。

○井上弘美 意見・要望です。

モデル事業では、民生・児童委員の方から推薦された協力員が、推薦者の委員とペアになり、その多岐にわたる活動を分かち合い、負担軽減を図るとともに、柔軟性を持ち、臨機応変に活動する委員の方からその賢知を引き継ぐ貴重な機会であると認識しております。モデル事業に大いに期待し、今後の方向性を注視してまいりたいと思います。

続いて、地域共生課における重層的支援体制整備事業で、令和 6 年度は各相談機関のシステムをつなぐ分野を超えたデータベースシステムを構築されるとともに、アウトリーチ型の支援を拡充されるということです。このアウトリーチ型支援の内容について教えてください。

○福祉部次長（甲斐智典） アウトリーチとして拡充する 1 点目でございますが、支援の対象者の居宅における、いわゆるごみ屋敷のごみ処理に関するもので、これは生活再建のためのごみの処理が必要であるものの、本人、市職員、支援機関だけでは対応が難しい場合、支援会議等で検討の上、専門業者に処理を依頼するものです。

2 点目は、法律専門職等と連携し、同行訪問することで支援の必要性を対象者に分かりやすくお伝えするものでございます。

○井上弘美 では、この 2 点の取組それぞれの予算額を教えてください。

○福祉部次長（甲斐智典） ごみ処理に伴う手数料につきましては 360 万円、法律専門職等への謝礼金については 36 万円を計上しております。

○井上弘美 ごみ処理が極めて困難なごみ屋敷が社会問題になって久しいです。近隣住民を巻き込み処理が急がれる場合、市の財政出動もやむを得ないと考えます。

心理的な要因で本人に片づける意思がなかったり、体調の不良、またごみと財産の区別がつきにくいケースなどは、専門職の同行訪問が必要で、今後本事業の実施件数と原因分析は注目するところです。

続いて、地域共生課に災害時個別避難計画推進事業についてお尋ねします。

その取組内容につきましては、先ほど田中委員から質疑がありまして、ご答弁済みということで、私からは避難の必要な障害者の方が自力で建物の上階に移動できないとか、それから近隣に避難援助できる親族、友人がいないといった状況確認はどのように行うのか教えてください。

○地域共生課主幹（良本弘和） 優先対象者は、避難行動要支援者名簿とハザードマップといった市が把握している情報だけではなく、自力で建物の上階に移動できない、近隣に避難援助できる親族や友人がいないといった、本人に確認が必要な情報も併せて決定するため、個別避難計画のご案内とともに、質問書も郵送し回答していただく、また必要に応じて個別訪問を行い情報を確認する予定にしております。

○井上弘美 では、現時点で優先対象者の人数は何人になると想定されていますか。

○地域共生課主幹（良本弘和） 現時点では、要介護4と5または身体障害者1級の方で、風水害による浸水が50センチメートル以上の区域と、川沿いの土砂災害警戒区域にお住まいの方が約500人おられます。この人数が最大想定人数となりますが、実際には先ほどご答弁させていただきましたように、本人に確認した情報を基に決定することにしております。

○井上弘美 意見です。

優先対象者が500人、そこから質問書や訪問を経て、さらに絞り込んでいくとのこと。お一人お一人の状況は大きく異なりますし、1件の計画作成には多くのノウハウが必要かと思います。

昨年10月の委員会では、平常時の顔の見える関係づくり、日頃からサービスを提供している福祉専門職との協力が必要と答弁されました。地域防災イベントに合わせた訓練、計画の検証も行うとお聞きしておりますので、実効性のある計画づくりをどうぞよろしくお願いいたします。

続いて、長寿社会政策課に介護の未来創造支援事業についてお尋ねいたします。

こちら、先ほど田中委員から取組については質疑があり、ご答弁済みということで、ではこの事業のスケジュールについて教えていただけますでしょうか。

○長寿社会政策課長（山岸明子） 事業の安定的、継続的な運営を審査していくため、4月に外部委員で構成する審査会を設置し、公募要領、審査要領等を整備した後に、6月頃提案公募を行い、審査を経て8月頃には実施事業者を決定し、下半期からの事業実施を想定しております。

○井上弘美 意見・要望です。

対策は、人材の流入と流出、どちらにも取り組まなければならないと思っています。新規人材の獲得は全国的に深刻な状況です。答弁にもありました様々な発信、支援のほか、眠っている有資格者の掘り起こしなどが考えられますが、豊中の介護事業所で働く人たちに何らかのインセンティブが働く、そんな魅力づくりが必要だと思います。それは将来性ではないでしょうか。

介護職の離職の主な原因は、令和元年の調査ではありますが、「収入が少ない」を抑えて、上位には「人間関係、将来性がない」が上がっています。人間関係の一因は、仕事ぶりがきちんと評価される制度がないことで、仕事の分量の偏りとか、できる人、できない人とかで不満がたまりぎくしゃくする。また、将来性においては、今後キャリアアップして収入が増える仕組みがないこと、これが原因だと思います。そう考えると、勤続年数や年功序列以外の評価基準がきちんと整備されることが、懸命に働く人のモチベーションを上げ、定着につながると考えられます。また、別の事業所に移れば働き方が合う可能性もあります。事業者全体で取り組む仕組みづくりということで、大胆な提案を期待するところでございます。

介護人材の多くは女性であり、非正規です。厳しい待遇で介護を支えている方たちが報われ、安心して働ける仕組みづくりをお願いいたします。

続いて、市民協働部人権政策課にお尋ねいたします。

DV及び困難な問題を抱える女性支援について、2023年度の予算から93.2%増となっていますが、事業の内容に変化があったのでしょうか。

また、予算の内訳を教えてください。

○人権政策課主幹（土田直美） 女性総合支援事業に係る事務事業委託料や総合相談支援窓口の設置に伴う耐久性消耗品等を計上しているためになります。

予算の内訳は、女性総合支援事業業務委託1,800万円、耐久性消耗品等23万4,000円、電話、インターネット開設工事等の手数料27万1,000円等になります。

○井上弘美 12月の本委員会で、来る4月1日施行の困難な問題を抱える女性への支援に関する法律を受けまして、本市が設置するワンストップ相談窓口についてお聞きいたしました。それが今回この事業の予算に含まれたと理解いたしました。

その12月のときに、委託事業者の選定には、その実績も重要視していただくこと

を要望いたしました。今回、公募型プロポーザルでの委託候補者からの提案の特徴について教えてください。

○人権政策課主幹（土田直美） 受託候補者からは、本市の女性支援に係る状況を理解した上で、支援が必要な女性に寄り添った包括的支援の実施をはじめ、相談につながる働きかけや地域の社会資源の開拓について、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の趣旨に沿ったものや、受託候補者のこれまでの実績に基づき築いてきたネットワーク等を生かした提案がございました。

○井上弘美 受託候補者は、女性支援において実績があり、本市の状況を熟知している点、また様々なネットワークを既に築いているということが分かりました。

様々な関係機関、市の各部局との密接で円滑な連携が必要になりますが、受託事業者を支援する担当課の取組を教えてください。

○人権政策課主幹（土田直美） 困難女性の適切な支援には、本市の関係部局をはじめ、関係機関や民間団体などがお互いにどのような役割、機能を持ち、どのような取組ができるのかを相互に理解、認識することが重要になります。困難女性支援に関する情報共有と課題の解決に向け、支援調整会議を設置し、関係者間の連携や顔の見える関係づくり、新たな社会資源の開発を進めてまいります。

○井上弘美 相談員がその知見で相談者の課題を洗い出し、場合によっては長期にわたる寄り添い、伴走に取り組まれることを期待いたします。また、相談員の活動が円滑に進むには、担当課の支えが重要です。

4 問目、最後に確認です。

府の性暴力救援センターの事業維持が厳しく、活動が縮小されるおそれがあり、また所在が府の南部にあることを思うと、本市でも受皿が必要と考えますが、ワンストップ窓口での対応を想定されているでしょうか。

○人権政策課主幹（土田直美） 女性総合相談支援窓口は、様々な困難を抱える女性のためのワンストップ窓口となりますので、性暴力被害者も支援対象にしております。

大阪府では、性暴力救援センター・大阪SACHICOを核に府内にネットワークがあり、本市では近隣の吹田市にある大阪府済生会吹田病院で急性期の医療的支援を受けることができます。

本市といたしましても、これらのネットワークを活用し、引き続き被害者を支援してまいります。

○井上弘美 先ほど和田委員の質疑の中にもありましたが、大阪SACHICOは長年にわたる性暴力被害者支援の実績と蓄積があります。本市のワンストップ窓口もしっかりと連携を取られることと思います。

続いて、人権政策課に外国人向け市政案内・相談窓口についてお聞きいたします。

外国人の方が本市に転入され、最初の手続となる窓口業務でその通訳対応はその後の暮らし支援につながる重要な機会です。英語、中国語などの通訳相談員を常勤配置するということですが、対応できる言語を教えてください。

○市民協働部次長（堀山雅秀） 対応言語は、英語、中国語のほか、韓国、朝鮮語、ベトナム語、ネパール語、フィリピン語、スペイン語など、事前予約をしていただくことで通訳相談員による対応が可能となっております。

また、音声翻訳機を活用する場合は、74言語の対応が可能となっております。

○井上弘美 本市の対応の状況が分かりました。

令和5年度予算では、前年比14.5%増でした。令和6年度はほぼ同額ですが、転入予測が横ばいということでしょうか。

○市民協働部次長（堀山雅秀） 令和5年度は、令和4年度の通訳相談員の対応時間の増加に伴い、予算を増加したものでございます。

予算の算定は、対応件数ではなく、通訳相談員の対応時間に応じて計上しております。

○井上弘美 予算額は対応時間による計上とのことで、件数の変化は分かりませんが、本市の2018年度以降の転入・転出の動向を見ると、いずれの年においても転入が転出を上回る傾向です。手続で通訳対応をした外国人転入者へのその後の対応について、案内などを実施していましたら、具体的に教えてください。

○市民協働部次長（堀山雅秀） 転入された外国人市民で希望する方には多言語の生活ガイドブックを用いて、ごみ出しや子育てなど、日常生活に役立つ情報提供や、とよなか国際交流センターや日本語教育の教師の紹介、災害時及び緊急時の対応方法などオリエンテーションを実施しております。

○くらし支援課主幹（入江基宏） 事業の対象者につきましては、学校を出てからおおむね10年以内の若者及び卒業見込みで就職内定していない若者を対象としております。

実際の応募者につきましては、高校や大学での不登校や中途退学後ひきこもりを経験するなど、就業経験がない若者、就職活動に失敗しアルバイト経験しかない若者、正社員として就職したが、職場や仕事になじむことができず、離転職を繰り返す若者です。

令和6年度の採用予定人数につきましては、1年間の予定が4人、6か月の予定が2人でございます。

○井上弘美 では、具体的な取組内容について教えてください。

○くらし支援課主幹（入江基宏） 具体的な事業内容につきましては、若者に市役所での職業体験を通じて仕事のやりがいや達成感等を実感していただきます。業務の遂行状況を上司や専任の相談員とともに定期的に確認し、働く上での強みや課題を明確化し、個別に目標設定を行い、継続就労に向けた訓練を行います。また、コミュニケーション研修、接遇研修、働くための基礎知識講座、キャリア形成に関する講座などを受講してもらいます。さらに、専任の相談員と業務上の悩みや今後のキャリアについて定期的に面談をするとともに、就職支援講座、企業面接会や見学会などの情報提供、応募企業選び、履歴書の書き方や面接対策指導を行うなど、就職決定に向けた支援を実施しております。

○井上弘美 3問目です。

単なる職業体験にとどまらず、研修、講座の受講や、就職活動等への相談員の支援が受けられる事業であると理解いたしました。日々接する職員の方々のフォローアップも、本人の自信、やりがいにつながると思います。また、履歴書に市役所での勤務経験が書けることも就職の実現に寄与すると思います。

とはいえ、参加者には様々な特性があるかと思います。参加者のゴール設定をどのように考えておられますか。

○くらし支援課主幹（入江基宏） 参加者は就職を目指して取り組みますが、職業体験の過程で自身の特性に気づき、配慮のある働き方を希望した参加者を障害福祉サービスの利用につなぐなど、事業参加者の状況によりゴール設定は異なります。また、働くイメージが湧かず、今すぐ就労に向けた訓練につながらない場合、市やとよの地域若者サポートステーションでの支援を開始する場合もございます。

○井上弘美 全てが就職に結びつくわけではない現実、しかしながら職業体験によって若者自身が気づきを得て、今後社会生活をしていく上での方向性を見いだすことが、この事業の大切な点だと思います。

次に、高校生世代のひきこもり未然防止事業につきまして、これも先ほど田中委員から企画提案の特徴などは質疑済みということです。

では、この事業の対象者としては、どのような若者を想定しているか教えてください。

○くらし支援課主幹（入江基宏） この事業の対象者としましては、市在住で中学校卒業時点での進路未決定、高校の不登校・中退などの若者に加え、通信高校も含め、学校に在籍しているが、登校が困難な若者も対象としております。

○井上弘美 12月の委員会でも、方向性について詳しくお聞きしました。そのときに、通信制高校を選択したが、居場所を必要としている生徒がいるのではないかと要望しましたところ、対象者としていただきました。

義務教育が終わり、学校や地域の目が届きにくくなる世代がつまづいてしまったときに、孤立しひきこもりとなることを未然に防ぐ取組ということで、社会的自立に向けたプログラムとして期待をしております。

続きまして、消費生活相談業務についてお聞きいたします。

最近の消費生活相談内容と、その傾向や特徴について教えてください。

○市民協働部参事（口政宏司） 本年度の相談を内容別に見ますと、販売方法、契約、解約、品質、機能、役務品質に関する相談が多く、販売購入形態別では、通信販売、店舗購入の順に多くなっております。

また、年代別に見ますと、若い世代ではエステサービスなど美容に関する相談が多く、高齢者世代では、複数回の購入を条件とし初回料金が割り引かれる、いわゆる定期購入や特殊詐欺に関する相談が多くなっております。

○井上弘美 化粧品の1回目、すごく安くて飛びついてしまうというのは私も覚えがあるんですけども、2回目から高い金額を請求されるということをよく聞きます。

過去3年間の相談件数の推移と、過去の相談と比較して何か違いはあるか、教えてください。

○市民協働部参事（口政宏司） 令和3年度以降の4月から12月までの相談件数の推移は、順番に2,184件、2,220件、2,311件と上昇傾向になっております。過去と比較しますと、新型コロナウイルス感染症の拡大以降、インターネットを利用した通信販売に関する相談が増加しており、その中では化粧品など、定期購入に関するトラブルが多くなっております。

○井上弘美 上昇傾向であるということですが、令和6年度の相談員体制に変更はありますでしょうか。

○市民協働部参事（口政宏司） 相談員体制に変更はございません。

○井上弘美 ご答弁からは、相談件数は若干の増加傾向であり、相談員体制は現状どおりとのことですが。

また、相談の内容の変化については、コロナ禍により加速されたインターネット通販、それから成人年齢が引き下げられたことによる若年層のトラブルの増加傾向についてご説明いただきました。

全国的には、子どもがスマートフォンを使用したオンラインゲーム等で、そのトラブルで親が相談するケースが増えているそうです。子どもが親に無断でオンラインゲームの高額課金、中には小学生の息子が親のスマートフォンの認証設定を勝手に変えて高額なゲーム課金をしていたなどの事例が上がっています。また、大学生世代がエステの高額契約、もうけ話や副業で詐欺まがいの手口により借金を抱える被害に遭っています。こうしたトラブルを未然に防ぐためには、子どもへの消費者教育が大切です。関係部署とのさらなる連携をお願いしたいと思います。

次に、住居確保給付金についてお尋ねいたします。

令和2年度をピークに年々予算が減少している理由と、令和6年度の予算の算定方法について教えてください。

○市民協働部参事（口政宏司） 令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大によって離職者等が増加したことや、国が要件緩和を行ったことなどにより、前年度まで年間10人前後であった新規支給決定者数が386人となりました。令和3年度以降、社会経済活動が徐々に回復したことにより、支給者が年々減少している状況を踏まえ予算を策定しており、令和6年度は28人の新規支給決定者数を想定し、算定しております。

○井上弘美 2問目です。

対象者がコロナ禍で大幅に増えたが、経済活動の回復で新型コロナ前に近づいてきていると分かりました。来年度は新規支給決定者数が28人に減少すると予測しているとのことですが、本当にそこまで減少するのでしょうか。令和5年度の現時点での新規支給決定者数と併せてご説明ください。

○市民協働部参事（口政宏司） 本年度の現時点における新規支給決定者数は44人です。直近の1月から3月までの新規支給決定者数を令和5年と令和6年で比較し

ますと、29 件から 8 件程度に減少する見込みです。令和 6 年度の新規決定者数についてもさらに減少すると予想をしております。

○井上弘美 この給付は、労働意欲のある方への一時的なつなぎ給付であると理解していますが、対象者の就労能力及び就労意欲等の確認はどのようにされているのでしょうか。

○市民協働部参事（口政宏司） 住居確保給付金制度では、増収や就職に向けた就職活動等を毎月行うことが支給要件となっております。離職者の場合は、ハローワークへの求職申込み、月 2 回以上の職業相談、週 1 回以上の企業への応募が必要となります。活動状況の確認は、くらし再建パーソナルサポートセンターの就労支援員が毎月 1 回面談を通じて行っております。

○井上弘美 意見・要望です。

失業やフリーランスの収入減等で家賃が支払えなくなり住まいを失ってしまうと、生活の立て直しがより困難になります。受給者の就職活動の状況も、給付資格の確認だけでなく、就労支援まで行っているということも理解いたしました。ありがとうございました。

くらし支援課に集中しまして恐縮ですが、生活困窮者向けの就労支援事業についてお聞きします。

事業の対象者の相談経緯はどういったものが多いのでしょうか。

○市民協働部参事（口政宏司） 就労支援事業は、中高年齢者、母子家庭の母親、障害者、就業経験の少ない若者などの就労に向けた阻害要因を有する求職者を対象に実施しております。生活困窮者自立相談支援事業と併せて実施していることから、生活困窮の相談からつながるものが大半でございます。そのほか、豊中しごと・くらしセンターの利用者で、自力での就職活動が困難な方や、生活保護受給者のうち、短期就労支援では就労につながらなかった方も本事業にて支援を行っております。

○井上弘美 就労支援の取組内容はこういったものなのでしょうか。

また、無料職業紹介事業と連携をされているとお聞きしましたが、こういった取組でしょうか。

○市民協働部参事（口政宏司） 就労支援事業では、相談やキャリアカウンセリングなどの個別支援、就労の前段階の生活リズムを整えたり、意欲喚起や自信回復、

本人の適性を見極めるための実習などを通じて段階的に就労に近づくよう支援をいたします。

無料職業紹介事業では、実習等で見極めた求職者の強みや困り事、職業適性を踏まえ、登録企業へアプローチし、企業見学、事業所内での体験実習、雇用条件の調整などを行いながら個別の採用マッチングを行っております。

○井上弘美 では、就労支援の対象者数と実習などの利用者数、就職などにつながった人数を教えてください。

○市民協働部参事（口政宏司） 就労支援事業における令和5年度の1月末までの新規相談者数は484人、実習等の利用者数は67人です。

また、収入や増収につながった人数は、令和5年11月末までの統計となりますが、116人でございます。

○井上弘美 意見・要望です。

困難な事情を抱えている方の相談事業ですが、就職、増収につながった実績があり、とても意義深いことであると思います。

私ごとですが、初めて就職活動をしたときは、飲食店のアルバイトしか履歴書に書けない21歳のシングルマザーでございました。困窮した時期に支援を受け、後にしっかり納税者となる私のようなケースもありますから、難しいことも多々あると思いますが、取組をよろしくお願いいたします。

最後に、コミュニティ政策課に市民公益活動支援センターについてお尋ねをいたします。

市民公益活動支援センターが庄内コラボセンター内にオープンし1年が経過いたしました。阪急豊中駅の中にあった市民活動情報サロンからの機能移転について、当初想定していたとおりに進んでいますでしょうか。

○コミュニティ政策課長（水谷潤一郎） 昨年2月にオープン後、大きなトラブルもなく、市民活動の運営に関する講座や団体同士の交流会、団体の情報発信など、順調に事業を進めてきております。

市民活動に関する相談会につきましては、市内各地域の団体にご参加いただけるよう、庄内の当センターだけにとどまらず、出張相談として千里コラボセンターや蛍池公民館など、市内各所で実施しているところです。

○井上弘美 事業を順調に進められているということですが、変わった点というのはどういうところでしょうか。

また、市民公益活動支援センターの利用者からはどのような声がありますでしょうか。

○コミュニティ政策課長（水谷潤一郎） 交流スペースも大きくなり、1度の開催でこれまで以上に多くの人に参加いただくことが可能となり、参加者同士の意見交換も活発となりました。市民公益活動支援センターを通じて市民団体や地域団体と庄内コラボセンター内の施設との間に新たな協働が生まれ、これまでなかった出会いにつながったなど、おおむねご好評をいただいております。

○井上弘美 ショコラ内での協働とは具体的にどのような取組でしょうか。

また、この1年間事業を進めてきて課題も見えてきていると思いますが、今後の取組についてどのように考えておられるか、ご説明をお願いいたします。

○コミュニティ政策課長（水谷潤一郎） 協働の事例につきましては、市民団体と介護予防センターによる体操教室や、地域団体と庄内公民館によるショコラフェスタの開催などがございます。

課題ですが、市民活動団体や地域コミュニティ活動団体が単体で活動していることが多いと考えております。

今後の取組として、現在市民団体が地域に出向いて行う出前講座を実施しておりますが、今後はそれをさらにバージョンアップして、地域コミュニティ活動団体と市民活動団体による協働での取組も進めてまいりたいと考えております。

○井上弘美 市民公益活動支援センターが阪急豊中駅内という便利な場所からショコラへ、スペース的には恵まれているとはいえ、立地の面でこれまで利用していた団体の足が遠のくのではと懸念をしておりました。

ショコラだけではなく、ほかの地域でも団体支援を行っているということです。また、課題認識もされているようですので、引き続き豊中の市民力をしっかり生かす取組をお願いいたします。

私の質疑は以上です。